

2014年12月8日  
全2頁

## バーゼルⅢの初歩 第14回

## 「レバレッジ比率」とは？

金融調査部 主任研究員  
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第14回は、レバレッジ比率の内容を解説します。

## 1 自己資本比率の補完

サブプライム問題に端を発する金融危機においては、8%の最低水準を大きく上回る自己資本比率を維持していた巨大銀行であっても、破綻の危機に瀕したという事実があります。これらの銀行の中には、借入や債券の発行などによるレバレッジの積み上げが過大であった銀行がありました。

そこで、バーゼルⅢでは、新たなリスク指標として、「レバレッジ比率」を導入しています（[第7回参照](#)）。これは、簡素な、リスク・ウェイトによる調整を行わない非リスクベースの指標であり、リスクベースの指標である自己資本比率を補完するものです。その趣旨は、銀行部門におけるレバレッジの積み上がりを抑制することにあります。

バーゼルⅢでは、レバレッジ比率に関して、自己資本比率における Tier 1<sup>1</sup> を非リスクベースのエクスポージャーで除した値が3%以上となることを求めています（[図表1参照](#)）。

図表1 バーゼルⅢ：レバレッジ比率の基準の概要

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1}}{\text{エクスポージャー額}} \geq 3\%$$

（出所）金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

## 2 「レバレッジ」の逆

「レバレッジ比率」と「レバレッジ」とでは、後者の用語に馴染みのある方のほうが多いのではないのでしょうか。両者は、相互に逆の方法で算出されるという関係にあります。

例えば、「レバレッジ比率3%（= 3/100）以上」は、「レバレッジ33倍（= 100/3）以下」と言い換えることが可能です。同様に、「レバレッジ比率4%以上」は「レバレッジ25倍以下」、「レバレッジ比率5%以上」は「レバレッジ20倍以下」と言い換えられます。

1) 「Tier 1」の算出にあたっては、経過措置による旧適格資本の部分的算入（グランドファザリング）が認められます（[第8回参照](#)）。

### 3 非リスクベースのエクスポージャー

図表1のとおり、レバレッジ比率の分母は「エクスポージャー額」です。

「エクスポージャー額」というと難解に聞こえるでしょうが、要するに与信額のことです。

自己資本比率の計算式の分母に算入すべき信用リスクの額（信用リスク・アセット額）は、与信額に、与信先区分に応じたリスク・ウェイトを乗じることにより算出します（第5回参照）。このことから、自己資本比率は、“リスクベースの指標”と位置付けられています。

これに対して、レバレッジ比率は、“非リスクベースの指標”と位置付けられています。これは、分母のエクスポージャー額の算出にあたって、リスク・ウェイトを乗じるというプロセスを踏まないためです。

分母のエクスポージャー額は、①オンバランス、②デリバティブ取引、③レポ取引等の証券金融取引（SFT）、④オフバランスのエクスポージャーの合計として算出されます。

### 4 「3%」より高い水準が設定される可能性も

図表1のとおり、レバレッジ比率は「3%」以上とされています。もっとも、これは確定されているわけではありません。

目下、バーゼル委は、レバレッジ比率の最低水準を「3%」として設定し、テストを行っています。その試行期間は、2013年1月から2017年1月です。そして、そのテストの結果を踏まえ、2018年1月から「第1の柱」の下での取扱いに移行する（自己資本比率と同様に、実質的に強制力を有する基準として位置づける）ことを視野に、2017年中に最終調整することとしています。

米国では、一定の規模の銀行持株会社<sup>2</sup>に対して「5%」以上（その中の預金取扱銀行については「6%」以上）のレバレッジ比率を要求しています。このような動向は、バーゼル委の議論に影響を与える可能性があるといえるでしょう。

こうしたことから、バーゼルⅢにおけるレバレッジ比率の最低水準の行方は、2017年中に行われる最終調整まで目が離せないといえるでしょう。

なお、各銀行によるレバレッジ比率の開示については、2015年から開始される予定です（第8回参照）。

以上

次回（第15回）は、流動性カバレッジ比率の内容を解説します。

2) 連結資産7,000億ドル超又は預り資産10億ドル超の銀行持株会社をいいます。2014年4月のルール公表時点では、米国最大手8行（Bank of America、Bank of New York Mellon、Citigroup、Goldman Sachs、JP Morgan Chase、Morgan Stanley、State Street、Wells Fargo）がこれに該当します。